

第 5 回我孫子市介護保険市民会議

平成 2 9 年 1 0 月 3 日 (火)

於 我孫子市役所議会棟

・第一委員会室

- ・日 時 平成29年10月3日(火) 午前10時30分から午前11時39分まで
- ・会 場 我孫子市役所議会棟・第一委員会室
- ・出席者
 - (委員) ・小泉委員・小林委員・寺岡委員・西川委員
 - ・忽滑谷委員・原委員・宮本委員・湯下委員・和久井委員
- ・欠席者 ・新井委員・佐藤委員・荒井委員
- ・事務局(市)
 - 健康福祉部
 - 磯辺部長
 - 高齢者支援課
 - 海老原課長・中光主幹・加藤主幹・阿部課長補佐・岩崎課長補佐
 - 深山主査長・石倉主査長・木内主査長
 - 健康づくり支援課
 - 飯田課長
 - 社会福祉課
 - 斉藤課長
 - 我孫子地区なんでも相談室
 - 柳澤室長
 - 天王台地区なんでも相談室
 - 中込室長
 - 湖北・湖北台地区なんでも相談室
 - 星室長
 - 布佐・新木地区なんでも相談室
 - 岡安室長
- ・傍聴者 なし

午前10時30分 開会

1 開 会

○中光主幹 定刻となりましたので始めさせていただきます。

本日は、お忙しい中、第5回我孫子市介護保険市民会議に御出席くださりましてありがとうございます。本日は事前に、医師会の佐藤委員、市民委員の新井委員が欠席ということで御連絡をいただいております。なお、歯科医師会の荒井委員がまだお見えではありませんけれども、先に始めさせていただきます。とりあえず10名での開催となっております。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、ただいまより第5回我孫子市介護保険市民会議を開催させていただきます。

資料確認

○中光主幹 会議を始めるに当たりまして、資料の確認をさせていただきます。

既に先日郵送いたしました資料1「第7期介護保険事業計画・第8次高齢者福祉計画」の第1章から第2章までのもの、資料2「居宅介護支援事業所委託一覧」。本日お配りしました資料3「事業計画第3章」、資料4「平成29年度各高齢者なんでも相談室土日開室相談件数」、資料5「介護保険事業状況報告月報6月分より」というものになります。それから、先ほどお配りしました「みんな笑顔で介護保険」という冊子です。そのほか会議次第と席次表をお配りさせていただきました。不足しているものがございましたら、事務局のほうで用意しておりますのでお申しつけください。

本日、傍聴の方はいらっしゃいません。いらっしゃった場合には、我孫子市審議会等の会議の公開に関する規則第8条に基づき発言の機会を設けるものですが、本日はございません。

済みません。1つ申し忘れてました。前回まで市内の介護保険サービス事業者から御出席していただきました曾根委員が退職により委員もおやめになられたということで、今回からデイサービス和楽園から原夕子委員に御出席いただくことになりました。御紹介が遅れまして済みません。

原委員から一言お願いいたします。

○原委員 初めてなので、よろしくお願いいたします。

○中光主幹 ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議題に入らせていただきたいと思います。議長、よろしくお願いいたします。

2 議 題

① 介護保険事業計画第1章～第3章について

○寺岡会長 皆様、おはようございます。

本日の議題は5件ございます。メインの議題は1番目の「介護保険事業計画第1章～第3章について」になります。議題ごとに最初に事務局の説明の後、皆様の御意見、御質問を賜りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。1章ごとに御意見、御質問を伺いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

では、まず最初に議題の1番目「介護保険事業計画第1章～第3章について」、事務局から御説明をお願いいたします。

○深山主査長 それでは説明させていただきます。介護保険担当の深山と申します。よろしくお願いいたします。

最初に、前回の会議で第2章と第3章を合わせてはどうかという御意見をいただきましたが、事務局内で検討しました結果、第2章と第3章については前回報告書と同様に分けて作成をさせていただくことにいたしましたので御了承ください。

まず資料1の1ページ目をお開きください。1の計画策定の趣旨について、読み上げさせていただきます。

第1章 計画の作成に当たって

1 計画策定の趣旨

創設から18年を経過する介護保険制度も急速な少子高齢化の進行により利用者や利用量が増加することに伴う給付費の増大に対して、予防による改善効果や介護給付費の適正化、サービス提供者の人材の確保やその質の向上、認知症高齢者に対するケアなど様々な対応が求められています。

そうしたことから、国においては、地域包括ケアシステムの強化及び持続可能な介護保険制度とするため、更なる見直しを具体的に打ち出しました。その動きに合わせ、今回策定する計画は、2025（平成37）年を見据えた地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた計画としての策定が求められています。

地域包括ケアシステムとは、団塊の世代が75歳以上となる2025（平成37）年を目途に、重度な要介護状態となっても住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供されるしくみであり、システムの構築を推し進めていくことが重要な課題となっています。

我孫子市においても前期の第6期介護保険事業計画・第7次高齢者保健福祉計画（以下、第6期計画という）では、高齢者が住みなれた地域で安心してらせるよう「地域包括ケアシステム」の実現に向けた取組を進めてきました。

平成30年度を初年度とする「第7期介護保険事業計画・第8次高齢者保健福祉計画（以下、第7期計画という）」は、第6期計画の実績を踏まえ、高齢者とその家族のニーズを反映させるとともに、これまでの地域包括ケア実現のための方向性を継承しつつ、高齢化率が全国平均を上回り、近隣市の中で最も高いといった本市の地域特性を考慮し、団塊の世代が75歳を迎える2025（平成37）年を見据えた施策を推進していくために策定するものです。

主な変更点は、上から4行目から6行目にかけて、「国においては、更なる見直しを具体的に打ち出し、2025（平成37年）年を見据えた地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた計画を策定する」ということですが、下から3行目以降、「これまでの地域包括ケア実現のための方向性を継承しつつ、団塊の世代が75歳を迎える2025（平成37）年を見据えた施策を推進していくために策定するものです」ということになります。

次の2ページ、3ページの計画の基本理念、計画の位置づけについて、変更はありません。

続いて、4ページ目をお開きください。4の計画期間ですが、第5期計画から第9期計画にかけて帯グラフ状に示されています。ごらんのように、第7期計画は団塊世代の方が65歳から75歳になるまでの中間期間であり、後期高齢になってもいかに元気な高齢者を維持し、地域への参加を促していくか重要な期間になります。以上です。

○中光主幹 介護保険室長の中光と申します。続きまして、第1章の6番、5ページにな

りますけれども、介護保険法等の主な改正内容について御説明いたします。

ことしの6月に厚生労働省から、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律が公布されました。これは次期介護保険事業計画の施策に反映し、運用することとされています。その主な内容について5ページに掲載しております。

順を追って御説明します。

1つ目の○は、保険者機能の抜本強化です。介護保険は国の制度にはなっておりますけれども、保険者である市町村が地域性を加味しながら運用していくものとなっております。この次期計画では、地域の特性をさらに生かして、介護予防や要介護者の重度化防止の取り組み強化が、保険者である市町村に求められているものとなっております。

2つ目の○は、新たな部類の施設、介護医療院が創設されるというものです。これは病院で長期にわたり療養が必要な要介護者が利用することになるかと思っておりますけれども、千葉県のように事前に意向調査が行われておりまして、この調査では県内のいずれの病院・診療所も、次期の計画期間内では転換の予定はしていないという回答になっております。したがって、市のほうも、こういった医療院の創設については、市内の病院も同じ回答をしていることから、今期計画では創設の予定はしないけれども、先々のものも見据えながら検討していく課題にはなるかと思っております。

3つ目の○は、地域共生社会の実現に向けた取り組みです。これは障害福祉サービスや介護保険サービスが連携して、共生型サービスを目指すものになっております。今後、市の障害福祉担当課とも協議を重ねながら検討をしてまいります。

4つ目の○は、利用者負担割合の見直しです。こちらは新聞報道などでも出ておりますけれども、介護保険の財政を継続的に維持していくために、所得のある方がサービスを利用する自己負担割合を、原則1割となっておりますけれども、3割に引き上げる方が出てくるということです。現在、1割自己負担原則の中で、利用者の15%ぐらいの方が2割負担となっております。さらにこの3割負担については、3%ぐらいの方が対象になるだろうという見込みです。1カ月当たりの利用の自己負担が多くなった場合には、高額介護サービス費という制度がございますので、多く負担したものについて費用が戻ってくる制度がございます。

最後の○は、介護納付金における総報酬制の導入です。介護保険料は65歳以上の方と、そのほかに40歳以上64歳未満の方も、お勤め先などで天引きされている方が多いので、すけれども、介護保険料を納めていただいております。この介護保険料の算定の仕方が、今

までは従業員の数によって各企業に負担する金額が割り振られていたのですけれども、報酬を基準に介護保険料決めていくというものになりました。こちらは先行して、ことしの8月からそのような制度となっております。急に上がることがないように、次期計画の期間内で段階的に導入して、最終的には全てがこの報酬制に移行します。

第1章については以上になります。

○寺岡会長 第1章の御説明をありがとうございました。この章に関しまして、何か御意見、御質問がございますか。

○小林委員 公募の小林です。細かな説明をありがとうございます。ちょっと1点、確認させてください。

今説明があった中で、5ページ下から2つ目の○のところですが、本人の負担割合のことがありました。2割負担が15%、3割負担が3%ということだったのですが、1割負担の方が82%というように非常に多いという、そういう理解でよろしいのでしょうか。

○中光主幹 はい、そのようになります。

○小林委員 ありがとうございます。将来を考えると、大変になるなという感じがするのですけれども。だから見直しをするということでしょうか。

○寺岡会長 よろしいでしょうか。

○小林委員 はい。

○寺岡会長 ほかにいらっしゃいますか。——ないようですので、引き続き第2章の御説明をお願いいたします。

○深山主査長 それでは、6ページの第2章「高齢者を取り巻く状況」について御説明します。

こちらは平成24年度から平成29年度までの実績値が掲載されています。29年度については最新の数値を入れておりますが、この後製本するに当たっては、さらに新しい数値を入れていく予定になります。

1の高齢者の現状、(1)人口の推移です。総人口はほぼ横ばいですが、年齢構成の割合において、64歳未満の人口が減少し、65歳以上の人口がふえているため、高齢化率は上がっています。

高齢者の人口詳細は、次の7ページ、8ページでござんいただけます。

続きまして、10ページをお開きください。こちらは実際に介護保険を利用している要

介護認定者数の変化になります。全ての介護度で増加傾向にあります。特に要介護1の認定者の増加が大きくなっています。

続きまして、12ページをお開きください。(4)認知症者数の推移になります。

ここで一部訂正をさせていただきたいと思います。グラフ下の濃い色の部分が「認知症者数」となっておりますが、こちらを「認定者数」に変更させてください。

続いて、平成28年度の横に※がついておりますが、その説明が抜けておりましたので、ここで説明します。この年度にシステムの変更がありまして、数値が変動しました。28年度以降は新しいシステムによって数値が置きかわっており、より正確な数値になっております。

認知症者数に該当するのは、介護認定を受けている際に主治医が記載する意見書で、認知症による日常生活自立度が2以上の方になります。介護認定者はふえていますが、認知症者数は横ばいになっています。

続きまして、13ページをお開きください。こちらは日常生活圏域別の人口になります。

この中で圏域の地区を一部訂正させていただきます。1の我孫子南地区ですが、こちらは「JR我孫子駅南側に位置し、東側を県道船橋・我孫子線に接した地区」となります。

その下の我孫子北地区ですが、こちらは「JR我孫子駅北側に位置し、西側は柏と隣接した地区」となります。

①の日常生活圏域の考え方は、ご覧の表のとおりとなります。我孫子地区は南北に分かれております。

続きまして、②の日常生活圏域ごとの高齢者の現状です。ここでも表の中で一部表現がおかしいところがありましたので、訂正をさせていただきます。

2の我孫子北の高齢者数ですが、「1万214人」に訂正してください。最新の東葛6市のデータについては、参考までに後ほど説明をさせていただきます。以上になります。

○寺岡会長 ありがとうございます。第2章に関しまして、御質問、コメントがございましたらお願いいたします。

私から何点か質問させていただきます。10ページの上のグラフですけれども、要介護認定者数の変化というものがございます。この結論は、「すべての要介護度で認定者数が増加しています」とありますけれども、これはある意味当然と言えば当然というか、高齢者の人口が増えていますので認定者数も増加すると。多分報告書としては、紙面の関係もありますので、この辺まででとどめていただいているのかなと思うのですけれども、こ

のデータをもとに役所のほうで今後の施策を考えていただくときに、もう少しデータの精査といいますか分析が必要になるのかなと思っております。私はざっくりの計算なので間違っていたら失礼なのですけれども、先ほど深山さんから、一番高いのが要支援1で、次は要介護1ということなのですけれども、要介護1がどうして増加率が高いかという理由というか原因というか、その辺はデータ分析で見えてくるかと思うのですね。これはなぜするかというと、増加率の高いところを今後ふやさないようにという施策を考える必要があるかと思うのですが、多分これからいろいろな施策を考えていく上で、いろいろなことをやりたいのはあるのですけれども、やはり財源の問題もあるので、どこかで選択と集中をしなければいけない。どこをターゲットに重点的に予防を進めていくかということを考えてときに、この表からいきますと増加率が高いのは要介護1であると。そうすると、この要介護1の増えている中身を見ていく必要があるのかなと思います。この中身で考えられるのは、今まで1だった人がそのまま平行移動した人、これが1つ。それから下から、要支援だった人が、あるいは自立だった人が重度化して要介護1になった人。もう一つは、これは好ましいのですけれども、要介護2だったり、重度化していた人が改善して要介護1になった。この3つの層が考えられると思うのですね。その中で、先ほどちょっと御質問しましたら、重度の人が改善するというのは非常に少ないと。そうすると、残り2つで平行移動か、あるいは重度化した。その辺の割合とかを見ていただいて、例えばいろいろな理由が考えられると思うのですけれども、それも分析していくと、多分統計の専門家であれば出てくると思いますので、そこを分析していただいて、例えば要支援の人が1に重度化する量が多かったとすると、要支援の人たちが重度化しないための施策というのが必要になってくるわけですよ。それから自立していた人が急に要介護1になったら、要支援をなぜ飛び越したかという理由も分析する必要があると思うのですね。そういったことを報告書に書く必要はないかもしれないのですけれども、今後役所で施策を考える上で、もうちょっとデータを精査していただきたいということを申し上げたいと思うのですね。

それからもう一つは12ページなのですけれども、これは表記の仕方の疑問です。大体こういう報告書というのは、文章を読めばグラフも当然わかってくるのですけれども、一般的には文章を読まなくてもグラフだけでも理解ができるということが前提になります。例えば認知症Ⅱ以上というのがありますけれども、これは文章を読んでも、認知症の中の自立度が2以上の方というのはすぐわかるのですけれども、もし読んでいないとすると、認知症1度、2度、3度なのかなと誤解も生じるので、ここはもう少し丁寧に書いて

いただきたい。

それから、折れ線グラフの割合というのがありますけれども、これも何が分母で何が分子なのかという説明をグラフの中でしておく必要があるのかなと思います。

以上が私の意見なのですけれども、御検討いただければと思います。お願いいたします。

○西川委員 それに伴って、もう一つ質問させていただきたいのですけれども、今の認知症者数の推移のグラフですね。平成28年度以降が新しい基準でカウント率が変わったとおっしゃっていましたが、このところで比率がちょっと下がっていますよね。この新システムでやるならば、以前の値自体がもうちょっと下がっていたのですか。その辺はわかりませんか。新しい基準で見て従来のものと同じような形で読めるのか、このところでぐっと下がっているでしょう。今後これが上がっていくのかどうかというところが問題で、新しいシステムを入れたのだと思うのだけれども、その辺のところを少し確認しておいてもらえるとわかりやすいですよ。

○寺岡会長 今の西川委員の御意見に対してお願いいたします。

○木内主査長 会長からの御意見からも含めて、高齢者支援課の木内から回答させていただきます。

10ページにありました要介護認定者数の変化についてですけれども、データの精査等も含めまして、要支援1、2の認定を受けている方が、状態が悪化することで要介護状態に移行することを予防するために、今後も高齢者の自立の支援という視点から介護予防の取り組みを強化して進めていきたいと考えております。

12ページの認知症者数の推移のグラフですけれども、第6期計画の12ページのほうには、グラフの横に認定者数に占める認知症Ⅱ以上の割合ですとか、グラフの読み込みの数値の解説が入っていたのですけれども、今回、資料1でつけさせていただいたものについては抜けていたりしますので、もう一度、文言の整理等も含めて改正する方向で検討させていただきたいと思います。

最後に、高齢者のシステムの変更による認知症者数の推移ですけれども、27年度までは実はシステムのほうで、生活自立度がⅡ以上の方のカウントについて重複カウントしていた可能性がありまして、新しいシステムに変更した段階で、先ほどもお話ししたように、より正確な数値になるということで、今後の数値についてはこのシステムを使い、きちんと精査した数値で出していきたいなと思っております。

○西川委員 以前はちょっと高かったということですか。

○木内主査長 少し高くなっていた可能性が原因として考えられております。

○寺岡会長 ありがとうございます。事務局からは何かほかにありますか。

○海老原課長 つけ加えさせていただいて、先ほど会長からの比較的軽度の方とか要介護1の方の数値が増えているというところの分析なのですけれども、我孫子市では高齢者なんでも相談室というところで相談を受ける体制を整えました。これによって、これまで相談がなかったところから認定を受けたいという御相談も年々増えていく傾向がありますので、今まで見えなかった部分というのが年々増えてきているのかなという部分はあろうかと思えます。

また、要介護1の方の割合が増えているところは、第4章からの実際の事業についての書き込み等を行っていきますけれども、その中でこの辺のところをよく分析して事業に生かしていきたいと考えております。

○寺岡会長 ありがとうございます。高齢者なんでも相談室が機能する中心になると思うのですけれども、一方で、前回か何かに認知度に対する調査がありましたよね。どれぐらい地域の方が、あの相談室を知っているかということがありましたけれども、どんどん認知度を上げていただいて、「なんでも相談室」というネーミングが非常にいいとは思いますが、逆に広すぎて、どういうところなのかなというのを全然理解していない方もいらっしゃるのでは、その辺はなかなか難しいですけれども、とにかく何かあったら高齢者の問題はあそこに行けばいいよというふうな、そういう広がりをつくるようなことを考えていただければありがたいなと思えます。後ほど土日開設のお話もありますので、非常にそこに期待しているところではあります。

西川委員の御質問に対してお答えがありましたけれども、よろしいでしょうか。

○西川委員 はい。

○寺岡会長 ありがとうございます。ほかに何かございますか。

○小林委員 小林です。教えていただきたいことが1つあります。10ページを開いてください。ここに要介護認定者数のことがあるのです。私も後期高齢者の真っただ中なものですから、やはり非常に興味があります。仲間が多いし、どんどん増えているということのはわかるのです。そういう中において、この計画で具体的な対策というのも何章かで入ってくるのでしょうか。具体的な事項が盛り込まれるかどうかということをお教えください。

○中光主幹 まさに介護保険の制度を利用する方々が、この認定を受けた方々になりますので、今回の計画の中にも今後の要介護認定者数の見込みなども見ながら、保険料等にも

影響してきますし、実際にどういう形で進まないようにしていくかということも含めて、いろいろな形で後半の章で取り込んでいきますので、よろしくお願いいたします。

○小林委員 わかりました。ありがとうございます。楽しみにしています。

○寺岡会長 それでよろしいでしょうか。ほかにございませんか。

ないようですので、第3章の御説明をよろしくお願いいたします。

○深山主査長 それでは資料3の1ページ目をお開きください。第3章「高齢者の将来推計」になります。

これは我孫子市第3次基本計画における人口推計値をもとに見込んだ数値となっています。次期介護計画期間の平成30年から32年までの推計値をもとに策定されています。

(1) 総人口の見込みと(2) 高齢者人口の見込みにありますように、総人口は減少となっていますが、高齢者は増加し、高齢化率も上がっていきます。特に後期高齢者の割合が増えていきます。

続きまして、2ページをお開きください。高齢者の増加に伴う要介護認定者数も増えていきます。次期計画までは、これまでと同様の割合で増加していきますが、さらに先の計画時期には急増する見込みとなっています。同様に、3ページ記載の認知症者数についても増加の傾向にあります。

こうした介護を必要とする方々を、いかに予防策を立て、増やさないようにするか、地域で支える仕組みを今後整えていくかが重要になっていきます。以上です。

○寺岡会長 ありがとうございます。第3章につきまして、御質問とかコメントがございましたらお願いいたします。

○西川委員 先ほどのグラフを(2)の認知症者の見込みのところにそのまま持ってきているのですね。28年度からカウントが変わっているんですね、これは。その説明なしに、この図だけをぱっと見たら、27年度から28年度で下がっているような印象を受けるから、これはとってしまっただけで28年度からにしたほうがいいかもしれないです。

○海老原課長 27年から28年にかけてデータの推計が変わってきていますので、ここを見た限りだと、かなり違ったようにとられてしまいますので、27年度は切らせていただいで、28年度からの表という形で記載をさせていただこうと思います。

○寺岡会長 ありがとうございます。それでよろしゅうございますか。

ほかになにか御意見、御質問がございますか。——ないようでございますので、議題①はこれで終わりにさせていただきます。

② 高齢者なんでも相談室の居宅介護支援事業所の新規委託について

○寺岡会長 では、②の「高齢者なんでも相談室の居宅介護支援事業所の新規委託について」です。事務局からよろしく願います。

○木内主査長 高齢者なんでも相談室の居宅介護支援事業所の新規委託について、御説明させていただきます。

初めに資料の訂正をお願いいたします。資料2をご覧ください。

資料2の裏面の31番ですが、こちらの記載が「居宅会議支援事業所あらきのおうち」になっておりますが、「居宅介護支援事業所あらきのおうち」となりますので、訂正をお願いいたします。

市内4地区の高齢者なんでも相談室において、要支援1、要支援2の認定を受けた方について、要介護状態にならないよう生活機能の維持・改善を目指したケアプランの作成を行っており、居宅介護支援事業所への委託を行っております。今回、我孫子地区高齢者なんでも相談室において新規で契約した事業所がありますので、報告させていただきます。

資料2の裏面、31番から34番をご覧ください。居宅介護支援事業所あらきのおうち、ウェルライフ介護サービス、生活クラブ風の村ケアプランセンター柏、居宅介護支援事業所星の子柏緑ヶ丘、以上4カ所となっております。以上です。

○寺岡会長 ありがとうございます。何かお聞きになりたいことはございますか。

③ 高齢者なんでも相談室 土日開室相談について

○寺岡会長 では、引き続き議題の③です。「高齢者なんでも相談室 土日開室相談について」、よろしく願います。

○阿部課長補佐 我孫子市の地域包括支援センターですが、我孫子市では高齢者なんでも相談室と言っております。その高齢者なんでも相談室の現在の取り組みについて御報告させていただきたいと思っております。資料4「平成29年度 各地区高齢者なんでも相談室 土日開室相談件数」の表をごらんください。

我孫子市の各地区の高齢者なんでも相談室は4カ所ございますが、平日仕事をしている方等の相談の利便性を高めるために、ことしの6月から土日の相談日を設けさせていただ

きました。今日は、その土日の相談状況について御報告をさせていただきたいと思っております。

それぞれの地区のなんでも相談室の土日の開設日につきましては、この表の我孫子地区、天王台地区、湖北・湖北台地区と地区名が書いてある横に、我孫子であれば毎土曜日・第1日曜日、天王台であれば毎土曜日・第4日曜日というふうに記載させていただいておりますが、こういった形でほぼ毎週土曜日、月に1回、日曜日に相談日を設けさせていただいております。

土日に寄せられた相談件数のトータルの数字を一番下の列に入れてありますが、6月は4地区合計で65件、7月が72件、8月が73件といったような相談件数になっていません。

6月からの土日に寄せられている相談件数は多いのか少ないのかというところを少し分析させていただきますと、昨年度は土日は開けておりませんでしたので全て平日の御相談受け付けになりますが、4地区の高齢者なんでも相談室に昨年度寄せられた相談件数が、全部で1万5,115件ございました。昨年度、平日に窓口を開設していた日数が244日ございますので、これで割り返しますと、1日当たり4カ所の相談室合計で約62件受けていたということになります。1カ所当たりに換算すると、単純なのですが4で割らせていただくと、15.5件程度ということですが、1日1カ所に寄せられる相談件数が15.5件ぐらい。今年度6月から土日に受けた相談件数を見ていきますと、1日当たり4カ所合計で13～16件ほどの相談を受けている。これも1カ所当たりに換算すると、1日3～4件の相談が寄せられているというような状況になっています。平日と比較いたしますと、相談件数としては少ない状況ではございますので、さらに周知を広げていかなければいけないなというところを感じている部分と、ただ少ないながらも、6月は65件、7月は72件、8月は73件と少しずつ相談件数が増えていっている状況もございまして、やはり土日の相談ニーズというものは確実にあるのだなと考えているところです。

現在こういった相談件数の状況もございまして、土日の各地区の高齢者なんでも相談室への職員配置については、業務を受託して下さっている各社会福祉法人にゆだねているところですが、1名ないし2名の相談員で窓口及び電話の対応をしているという状況でございます。

以上で土日の相談件数についての御報告とさせていただきます。

○寺岡会長 ありがとうございます。何か御質問、御意見がございしますか。

○西川委員 数が少ないのは、まだ周知が行き渡っていないからという分析ですか。

○阿部課長補佐 周知のこともあるかとは思いますが、比較的平日の御相談で間に合っている方も多いのかなというふうには考えています。土日を開けた理由は、もちろん利便性の向上もあるのですが、1つは仕事を平日ずっとなされている御家族が介護離職につながらないように、土日に自分の家族の介護についての相談ができるというようなところを一番の主眼に置いたところもございまして、そういった方にとっては便利なのだろうけれども、全体的に高齢者御自身からの御相談は平日で十分賄えているのかなと考えています。

○西川委員 私も多分その辺に必要性があると思うので、数だけではなくて内容分析もきちんとしておかなければいけないと思います。緊急性があるのかとか、この日をあけていかなかったら相談できないのかとか、その辺もきちんと見ていくと、今後また増えていくことも見ていかなければいけないのかなと思っています。

○阿部課長補佐 今いただきましたが、内容についても、こういった相談が寄せられているかというところは取りまとめておりますので、そういうところも分析をしっかりとしたいと思います。

○寺岡会長 ありがとうございます。ほかにございますか。

この訪問という事例は、こういった事例があるのでしょうか。

○柳澤室長 我孫子地区の柳澤と申します。我孫子地区は6月、7月、8月と訪問は全部ゼロになっております。土日の要員が必ず事務所にいて、事務所を閉めないようにしておりますので、当番の者は訪問しないようにして、電話と来所の御相談だけを受けております。実際に訪問に行っていないかという、実は訪問に行っておりますが、当番以外の者が訪問のアポが入ったときに行っているというシステムになっております。

訪問の実態についてですが、ずっと相談業務を継続している中で、御家族がどうしても相談をしたい、来てほしいというところで、御自宅に訪問に行かせていただくことがあります。そのときには訪問という形で土日も行かせていただいております。窓口をクローズしないように、別の職員が訪問に行っているという形をとっております。

○阿部課長補佐 今、我孫子地区の柳澤室長が説明していただきましたが、土日を開けるに当たって、それだけ皆さんの労働日数が増えてしまいますので、そこは一定の基準をもって土日は開けようという中で、土曜日、日曜日はお電話での相談、来所での相談を原則行う。訪問はできる限り、どうしてもその日に行かなければいけないという事前にアポが

入っているものとか緊急性があるものは対応しますけれども、それ以外は後日の平日とかに訪問はさせていただくということで、原則としては対応している状況です。

○寺岡会長 お聞きしたかったのがその点でして、訪問してもらったほうが楽な人も多いかと思うのですが、原理原則をしっかり決めておかないと、私は来てもらったわよ、私は行かなくちゃいけなかったという話になると、ちょっと不公平感が出てくるので、その辺だけよろしく願いいたします。

ほかにございますか。——ないようでございますので、④に入ります。

④ 介護保険事業状況 東葛6市の現状について

○寺岡会長 ④の「介護保険事業状況 東葛6市の現状について」です。よろしく願いいたします。

○中光主幹 それでは、介護保険事業状況の東葛6市の現状ということで、事務局より説明いたします。

これまで我孫子市のデータを中心に皆様にはご覧いただいておりますけれども、近隣の東葛6市について、主な項目の比較表を作成いたしました。国が作成しています見える化システムというのが、今回計画を策定するに当たって全国的に導入されているのですが、そちらですと、より見やすいグラフのデータ化ですとか、市町村間の比較ができるものを作成して活用できるという予定だったのですが、市町村ごとに見る画面は最新のもののデータとなっているのですが、それを一緒に見る比較データの画面になりますと、国勢調査の平成22年度のものベースになったもので作成されておまして、比較しても現実的ではないものになってしまいますので、今回はそちらは活用せずに、恐縮ですが、今千葉県のほうで公開しております最新の報告値、介護保険事業報告を毎月各市町村が行っているのですが、そちらのデータをエクセルで落とし込んでみました。

上の表から見ていただいて、我孫子市は網かけをしております。人口と規模も違いますので比較しにくいところがありますが、各表の右側に、それぞれの市町村で比較できるような数値を出しております。

一番上の高齢化率ですけれども、ご覧いただきますように、我孫子市が一番高い29.51%、もうすぐ3割になろうかというところに来ております。

その下の認定者数は、65歳以上の人数に対して認定を受けている方の割合が一番右側

に載っております。我孫子市は高齢者が多いですけれども、右側の認定率は14.82%という形で、それほど多くはない。入院されている方もいらっしゃるので、全てが元気ということではないのですけれども、認定率は比較的低い状況になっております。

それにまた影響してくるのですけれども、その次の介護給付費の総数、これは金額になっております。千円単位で見にくくなっておりますけれども、1カ月当たりの各介護度別の給付額と合計が出ております。こちらも人口規模等で比較しにくいので、一番右側に1号被保険者当たり、介護保険料を負担している65歳以上の方を全員で割り返した1人当たりの金額、こちらは円単位になっておりますけれども、我孫子市は認定者数が少ないということもありますが、サービスも適正な形で、他市町村に比べると比較的低い給付額になっております。

さらに連動してくるのですけれども、その次の保険料月額基準額、こちらは計画ごとに3年に1回、次期3年間のこういった給付額の見込みを立てながら保険料を決めていきます。参考までに第5期、第6期、6年前のものから載せておりますけれども、我孫子市は介護保険料も比較的低い形で抑えられています。一番右側は県内54市町村の順位になっておまして、我孫子市は第6期までは47番目ということになっております。

保険料と給付とは別になりますけれども、一番下が施設の整備数になります。これは施設数で載せておりますので、施設ごとに定員が100名だったり、50名だったり、小規模ですと29名だったりということもありますので、単純に比較も難しいかもしれませんが、参考までに施設ごとの整備数を掲載させていただきました。説明は以上になります。

○寺岡会長 ありがとうございます。これに関しまして御質問とか御意見がございますか。我孫子は今まで非常に優等生だったということですよ。これからがちょっと心配というところではありますが、何かございますか。

○西川委員 一番上は65歳以上、75歳以上と、わざわざ前期、後期に分けて示していますよね。高齢化率は65歳以上の部分だけで出しているけれども、後期高齢者の割合はこれに比例しているのだろうか。すぐ計算できないからわからないのだけれども、それも載せておいてもいいんじゃないですか。

○中光主幹 ありがとうございます。次期計画などは特にそうなのですけれども、後期高齢の比率が各市町村とも大きくなってきて、そこがイコール要介護度の重い人になってきたりとか、給付の増える要素になりますので、おっしゃるとおり、この割合につきましては、多分冊子のほうの分析には前期・後期で分けたデータも載せていきますけれども、

この表にも落とし込んだ上で、今後の見込みだとか分析にも活用したいと思います。実際に後期高齢の比率は、数字でここに落とし込んでいないので、落とし込んだ上で検討します。

○西川委員 ぱっと見た感じは、パラレルにいつているような感じだけれども、後期高齢者率が若干低いから、認定率とかも低くなってきているというような見方ができるのかどうかというところもありますので。

○中光主幹 わかりました。

○海老原課長 今、委員から御意見がありましたけれども、我孫子市は比較的高齢化率は高い割に後期高齢化率は低いのですね。そのために要介護になる方も少なく、給付も抑えられているという現状があります。ただ、これは後々逆転現象が起きてきますので、ここは見据えながら計画は作っていかねばいけないと考えています。

○西川委員 その場合はもうちょっといるよという話になってくると思うんです。

○海老原課長 そういう形になろうかと思います。

○寺岡会長 ありがとうございます。ほかに何かございますか。——ないようでございますので、⑤の介護保険料についてです。よろしく願いいたします。

⑤ 介護保険料について

○中光主幹 それでは、議題の⑤「介護保険料について」、説明いたします。以前にもお配りしたかもしれないので、お持ちの方で要らないよという方は、きょう見ていただいた後に置いて帰っていただいてもいいのですけれども、こちらの冊子も見ながら説明させていただきます。

6ページから9ページに介護保険料の記述がございます。市民の方々を含め、今回の計画の見直しにおいて特に関心の高いところは、認定を受けている人、受けていない人にかかわらず、65歳以上の方が皆さんかかわってくるのがこの介護保険料になりますので、その介護保険料を今後どのように決めていくかということを市民会議の委員の皆様にも御理解していただきたいということで御説明をさせていただきます。

介護保険料は、計画期間の向こう3年間の実際に使う介護保険サービスの利用見込み額から算定します。この冊子の6ページの左側上に円グラフがありますけれども、介護保険サービスを利用した分から自己負担分、先ほど説明があった1割、2割もしくは3割の自

己負担分を除いた額が、この円グラフ全体とさせていただきたいと思います。なので、3割とか2割負担の方が増えると、この円グラフが若干抑えられるという形になります。公費50%となっておりますのは、国、県、市の税金が使われて費用の50%が賄われております。残りの半分が65歳以上の方々が払っていただく保険料と、40歳以上65歳未満の方が払っていただく保険料になります。先ほど説明した40歳から65歳未満の方の保険料は、既に28年の8月から総報酬導入制がとられていまして、国がこの割合に対して各企業の金額を決めていくという形になりますので、我孫子市として決める部分は65歳以上の方の保険料になります。次期計画の中で国のほうから既に決められているものが、ここで22%、28%の割合になっているものが、30年から32年は、65歳以上の方が23%負担しなさい。残りの27%が40歳から65歳未満の方になりますということが決められております。なので、必然的に、この1%上乗せ分は少なくとも介護保険料にはね返ってしまうという状況になっています。

8ページをご覧くださいと思います。これが今現在の我孫子市の介護保険料で、比較的県内では低いほうに抑えられているものですが、左上の基準額5万3,200円が年額、先ほど月額で掲載しましたが、年額を決めるに当たりまして、全体のサービス費用のうち1号被保険者が負担する23%、それを我孫子市の1号被保険者、65歳以上の方の全人口で割ったものが基準額になってまいります。ですので、向こう3年間の介護保険サービスの利用額、それから65歳以上の人口がどのぐらいになるのかという見立てが、とても重要になってきます。その辺の分析は、先ほどは全体の給付費だけをお示ししましたが、介護保険サービスはかなり細かいサービスが設けられておりますので、サービスごとの見込みなどを事務局でも推計して保険料を見きわめていきたいと考えております。

利用額の市が見立てる推移のほかに、今後、厚生労働省から提示される介護報酬の改定、1つのサービスごとに幾らだよという決まった報酬があるのですが、この報酬改定の内容がまだ具体的には示されていませんので、これがどのように示されるか。ちなみに第5期から第6期にかわるときには、介護報酬は減額改定になっておりましたので、保険料も抑えることができたというのがありますけれども、恐らく次期計画のときには減額にはならないと想定しております。

介護保険の単価というのは単位制になっております。ざっくりですが、例えば訪問介護を使った場合は10単位というのが全国的に決められているのですが、それに対し

で地域ごとに上乘せ分のパーセンテージ、地域区分という設定があります。例えば特別区ですと、それを1.2倍にするのが報酬となっております。我孫子市は、そういった中で3%上乘せとなっております。1単位10円なのですけれども、10.3円として計算するという仕組みとなっております。

本来のパーセンテージは、我孫子市は実は16%と決められているのですけれども、今までの計画の中では市町村で、収入とか支出のバランスを考慮して、その設定は16%以内であれば自由に決めていいことになっておりまして、我孫子市はずっと3%で来ていたのですけれども、国の方針としては、33年度からは規定どおりやりなさいというお示しがありました。3%から一気に16%に上げるとなると、利用者のほうにも影響がありますし、介護保険財政とか保険料等いろいろなところに影響して来るので、少なくとも次期計画はその中間点として、3%ではなく最低でも6%までの見直しは必要になるかと今検討しております。16%に絶対しなければいけないかどうかは、今までも経過措置とあって、自由に決めていいよということになってきていたもので、先のごことはわかりませんが、一応次期計画ではそこを6%に見るということで、幾つか上がる要素はどうしても発生してきます。その中で利用の見込み、人口、今言ったもろもろの要件を加味して、事務局で十分な検討をして、今後保険料を決めていく予定となっております。以上です。

○寺岡会長 ありがとうございます。これに関しまして御意見等がありますか。

○小泉委員 我孫子市の保険料の段階は今14段階でございますけれども、一般的なのかなというふうには思うのですが、自治体によって段階数を増やすことができます。それから基準額が2.0倍ですね。自治体によっては3倍を超えているところも実はあります。我孫子の考え方でも基本的にはいいとは思いますが、それを例えば3倍ぐらいにすれば、基準額の少し上ぐらいのところの所得の方というのは負担感が結構多いというふうに言われていますので、そこをもう少し緩やかにできるのかなというふうに思いますので、ちょっとその辺も考慮いただければというふうに思います。

○中光主幹 ありがとうございます。この介護保険料の段階なのですが、小泉委員がおっしゃるとおり、こちらの段階も自治体のほうで決めていいことになっております。国の表には25段階ぐらいまであるのですけれども、そこまで広げて設定をしている市町村は今のところ少なく、参考までに今期は近隣6市がどこまで段階を伸ばしているのか申し上げますと、我孫子市が14段階、鎌ヶ谷市も同じ14段階です。柏市と流山市は少し幅を広げてまして18段階まで、松戸市が17段階まで広げております。我孫子市は1

4段階の高所得の方が800万円以上となっておりますけれども、柏市、流山市、松戸市、野田市は1,500万円以上という段階まで設けていますので、そこら辺も所得に応じて、今厳しいとおっしゃられている段階のあたりをどのように緩やかにするか、そういったところも今後の検討の中の一つになって参るかと思います。

○寺岡会長 よろしいでしょうか。

○小泉委員 はい。

○寺岡会長 ありがとうございます。ほかに何か御意見、御質問がございますか。——ないようでございます。

その他というのがありますけれども、今日はないのですよね。

○中光主幹 特にありません。

○寺岡会長 以上をもちまして、本日予定された議題は全て終了いたしました。ありがとうございました。

きょうは傍聴人もいらっしゃらないですね。

全て終わりましたので、本日の市民会議はこれで終了したいと思います。事務局から事務的な御連絡をお願いいたします。

○中光主幹 皆様、御審議のほど、ありがとうございました。次回の市民会議の開催予定ですが、最初の予定表には10月下旬ぐらいとあるのですが、10月の後半か11月前半に調整をさせていただきまして開催をする予定としております。時間帯も恐らく今と同じぐらいの時間帯を検討しておりますけれども、また改めて詳細は御連絡させていただきます。

3 閉 会

○中光主幹 これをもちまして本日の第5回我孫子市介護保険市民会議を終了いたします。皆様ありがとうございました。

午前11時39分 閉会